

アジアの民衆を脅かす日本の援助

スハルト「腐敗」ダムの撤去運動を始めた住民たち

人権・環境無視の「腐敗」ダムのために、インドネシア国民は、三〇〇億円を超える債務の返済義務を背負った。現地住民の間からは、この債務の不払いとダム撤去を求める声上がり始めている。日本でも、これを支援する運動が始まった。

鷺見 一夫

コト・バンジャン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州バンキナン近くのカンパール・カナン川にあり、日本の「援助」によって建設されたダムである。このダムの建設構想をでっち上げたのは、東電設計(株)であった。

住民無視の「援助」案件

東電設計は、一九七九年にこのダム建設のプロファイ(案件探し)を行なった。国際協力事業団(JICA)は、これを開発調査案件として取り上げ、八二―八三年にフィジーリテイ(実行可能性)調査を実施した。この調査を受注したのも、東電設計であった。

JICA報告書では、このダムの建設目的は、「リアウ州の急増する電力需要を賄う」ためとされた。しかし、同州では一二万四〇〇〇キロワ

ットもの電力需要はなかった。そのため、インドネシア側はしばらく、このプロジェクトに対して積極的な姿勢を示さなかった。

しかし、八〇年代の後半になって、インドネシア側は、このプロジェクトに対して急に前向きとなった。その理由は、スハルト・ファミリーが、サリム・グループ、シナル・マス・グループなどの華僑系財閥と結びついて、リアウ州で、パーム油、ゴム、大豆のプランテーション(農園)の造成を画策し、その加工用電力を必要としたためであった。

このスハルトのファミリー・ビジネスを支援するために、海外経済協力基金(OECF)現在には国際協力銀行(JBIC)は、九〇年に、エンジンニアリング・サービス費用として一一億五二〇〇万円の円借款をインドネシア政府に供与した。この資金を利用して、詳細設計の作成を受

注したのは、東電設計と現地企業ドゥヤ・カルヤ社である。

続いて、OECFは、同年度にはダム建設工事費の第一期分として一二五億円、九一年度には第二期分として一七五億二五〇〇万円を供与した。

このダム建設では、一〇カ村の二万三〇〇〇人の住民が、立ち退きの対象となった。現地住民は、ダム建設に異議を唱えた。しかし、スハルト政権は、村人の一切の集会を禁止し、現地に軍隊を常駐させるなどの強権措置を用いて、ダム建設を強行していった。

食い物にされた「援助」資金

コト・バンジャン・ダムは、高さ五八メートル、長さ二五七・五メートルのコンクリート重力式ダムである。ダムとしては中規模である。こ

の程度のダムに、なぜ三〇〇億二五〇〇万円もの巨額融資が必要だったのか?

このダム建設で、日本側とインドネシア側の間でフィクサー役を演じたのは、ギナンジャール鉱業・エネルギー相(当時)であった。彼は、現在、国営石油公社ブルタミナ関連の「汚職」疑惑で起訴されている。

また、現地で、このダム建設の推進役を演じたのは、スエリプト・リアウ州知事(当時)であった。しかし、彼は、中部ジャワ出身の退役将校で、スハルト・ファミリーの利益を実現するためにリアウ州に派遣された国内大使であった。彼もまた、スハルト政権崩壊後、住民から批判を受けて放逐された。

このダム建設を受注したのは、ハザマ(株)と現地企業プラタス・アピブラヤ社であった。また、道路付け替えなどの付帯工事を受注



したのは、スハルトの長女トウトウ
イトと彼女の夫が営む会社であった。
さらに、住民移転費をピンハネ着
取したのは、当時のカンパル県長
現リアウ州知事)のサレー・ジャ
ントである。彼は、現在、スマト
フ島に広大なプランテーションを所
有している。

骨抜きにされた 融資三条件

コト・パンジャン・ダム融資では、
日本政府はその前提として次の三つ
の条件の充足を、インドネシア側に
求めた。①各世帯から移転同意書
を取り付けること、②各世帯から補償

同意書を入力すること、③環境問題
に配慮すること、特にスマトラ象の
移転地を確保すること。

このような条件が付けられたのは、
日本の「援助」の歴史で初めてのこ
とであった。しかし、この三条件は、
骨抜きにされてしまった。

インドネシア政府は、九一年四月
一三日に、密かに一部の村落指導者
をバンキナンに集めて、移転・補償
同意を取り付けた。そのため、村落
指導者に一人当たり一五万ルピア
(約一万五〇〇〇円)の署名報酬が
支払われた。

また、この会合の直後に、インド
ネシア国営電力公社(PLN)は、
一五〇人の村落指導者を、西ジャワ
州のチラタ・ダムとサグリ・ダム
での貯水池漁業の見学旅行に招いた。
しかし、これは、表向きの理由で、
実際にはアンチヨルのレジャーラン
ドやタマン・ミニ公園への観光旅行
に連れて行ったのである。その際、
参加者には一人当たり二〇万ルピア
(約二万円)の小遣いが支給された。
このような一部の村落指導者の
「腐敗同意」には、村人たちは、三
条件が満たされていないと強く反発
した。そのため、同年九月二日に、
住民代表五人がジャカルタに赴き、
国会・政府関係者に対して、住民同
意が得られていないとする声明書と
七〇〇人の署名簿を提出した。この
住民声明書と署名簿は、OECFジ

出された。

有名無実のOECF 環境ガイドライン

ダムは、九六年に完成した。しか
し、今日まで多くの住民が立ち退き
補償を受け取っていない。そのため、
一部住民は訴訟を起こしている。

また、移住地では約束された二ヘ
クタールのゴム園も用意されなかつ
た。そのため、移住民は、収入源が
なく困窮しており、一部住民は、危
険を冒して元の村に戻り始めている。

しかも、驚くべきことに、ダム貯
水池では樹木を取り除かないまま貯
水するという暴挙を犯した。そのた
め、貯水池に残された樹木が腐食し
て、水質悪化が進行し、すでに魚類
の大量死という問題も発生している。

このダムでは、バックウオーター
(逆流水)の度合いが大きく、貯水
池の広さは、一二四平方キロメー
トルにも及ぶ。このような広大な貯水
池において樹木の残った浅水域は、
ボウフラの恰好の生息環境である。
そのため、今後、マラリアの大量発
生が懸念されている。

貯水にあたっては、三六頭のスマ
トラ象が移された。しかし、実際に
は一一頭もの象が残っていた。生息
地を水没させられたこれらの象は、
移住民の田畑を荒らし回っている。
住民の話では、威嚇のために、やむを
えず一頭を射殺したことである。

った。貯水により、スマトラ虎、バ
ク、熊、鹿、猿などの動物は、島状
に残された土地に避難した。しかし、
そこでは餌が得られないために、大
多数が餓死していった。

住民移住地のリンボ・ダタ第一村
と第二村には、OECFの融資によ
り作られた二四個の井戸が設けられ
ている。しかし、これらの井戸水は、
赤茶けた色で飲用には役立たない。

これらの井戸の建設には、九七年
度に「地方インフラ整備事業(2)」
の名目でインドネシア政府に対して
供与された二九七億三八〇〇万円の
円借款の一部が充当された。このよ
うな役に立たない井戸のためにも、
インドネシア国民は、日本に対して
借款の返済をしなければならぬの
であろうか？

現地には、一一―一二世紀に建立
されたと推定されるムアラ・タクス
仏教寺院遺跡がある。この遺跡は、
寺院周辺の約一四平方キロメートル
にも及んでいたのであるが、発掘調
査も行なわれないままに、水底に沈
んでしまった。JICAの調査報告
書では、寺院だけは、その周辺に堤
防を設けることで保護されることに
なっていた。しかし、現在、この堤
防は設けられていない。堤防の建設
費は、どこに消えてしまったのであ
ろうか？

写真撮影/筆者

すみ かずお・新潟大学法学部教授。国際環境法、